

ロシア連邦

連邦法

連邦法「科学および国家科学技術政策について」第7条の1および第16条の改正について

国家院（下院）採択 2025年6月10日

連邦院（上院）承認 2025年6月18日

第1条

1996年8月23日付連邦法第127-FZ号「科学および国家科学技術政策について」（ロシア連邦法令集、1996、No. 35、掲載番号4137；2022、No. 27、掲載番号4596）に以下の変更を加える：

第7条の1において：

a) 以下を内容とする第2項の1を追加する：

「2の1. 科学活動および（または）科学技術活動の主体ならびにイノベーション活動主体は、その組織的・法的形態および所有形態のいかんを問わず、外国市民および（もしくは）外国組織ならびに外国市民および（もしくは）外国組織が出資者（設立者）となっているロシアの組織の参加を得る、科学活動および（もしくは）科学技術活動の諸分野において計画されている作業ならびに実証開発であって、本連邦法第16条第4項第3段落が定める一覧にしたがって、安全保障にかかわる連邦行政機関との合意がある場合にのみそれらへの参加が可能とされているものについての情報を、統一国家情報システムに提出する。」；

b) 第4項に、以下を内容とする第9段落および第10段落を追加する：

「研究機関および（もしくは）高等教育機関（これらの機関がロシア連邦予算体系に属する公的予算を財源として作業を実行する場合）により、外国の研究機関および（もしくは）教育機関またはロシア連邦の法にしたがって外国市民および（もしくは）外国組織とされる者が出資者（設立者）となっている研究機関および（もしくは）教育機関（以下、「外国参加者」）との間で締結され、かつロシアの研究機関および（または）高等教育機関の側が外国参加者に対して財務上の義務を負うことを定めていない、科学活動および（もしくは）科学技術活動ならびに実証開発に関する契約についての情報；

外国市民および（もしくは）外国組織ならびに外国市民および（もしくは）外国組織が出資者（設立者）となっているロシアの組織の参加を得る、科学活動および（もしくは）科学技術活動の諸分野において計画されている作業ならびに実証開発であって、本連邦法第16条第4項第3段落が定める一覧にしたがって、安全保障にかかわる連邦行政機関との合意がある場合にのみ参加が可能とされているものについての情報；」；

2) 第16条第4項に、以下を内容とする第2段落～第4段落を追加する：

「研究機関および（もしくは）高等教育機関（これらの機関がロシア連邦予算体系に属する公的予算を財源として作業を実行する場合）により外国参加者との間で締結され、かつロシアの研究機関および（または）高等教育機関の側が外国参加者に対して財務上の義務を負うことを定めていない、科学活動および（もしくは）科学技術活動ならびに実証開発に関する契約は、科学活動および科学技術活動における国家政策の

策定および法的規制の任務を遂行する連邦行政機関が、ロシア連邦政府が定める手順にしたがい、統一国家情報システムを用いて行う登録の対象とされる。

ロシア連邦政府は、ロシア連邦の国益の確保を目的として、科学活動および科学技術活動における国家政策の策定および法的規制の任務を遂行する連邦行政機関の、安全保障にかかわる連邦行政機関との間で合意された提案書にもとづいて、外国市民および（もしくは）外国組織ならびに外国市民および（もしくは）外国組織が出資者（設立者）となっているロシアの組織の参加が、安全保障にかかわる連邦行政機関との合意がある場合のみ可能とされている科学活動および（もしくは）科学技術活動の諸分野ならびに実証開発の一覧を承認する。

安全保障にかかわる連邦行政機関が、科学活動および（もしくは）科学技術活動ならびに実証開発に外国市民および（もしくは）外国組織ならびに外国市民および（もしくは）外国組織が出資者（設立者）となっているロシアの組織が参加することに対して合意を与える際の手順は、ロシア連邦政府がこれを定める。」。

## 第2条

1. 本連邦法は、本連邦法第1条第1項「a」号および「b」号第3段落をのぞき、2025年9月1日を以て発効する。

2. 本連邦法第1条第1項「a」号および「b」号第3段落は、2026年3月1日を以て発効する。

3. 1996年8月23日付連邦法第127-FZ号「科学および国家科学技術政策について」第7条の1の第2項の1および第4項第10段落の規定は、国家サービスの提供（役務の履行）に対する国家課題にもとづき連邦予算を財源として科学研究（開発）を行う研究機関および高等教育機関に対しては、2026年4月1日よりこれを適用する。

4. 1996年8月23日付連邦法第127-FZ号「科学および国家科学技術政策について」第7条の1の第2項の1および第4項第10段落の規定は、連邦予算およびロシア連邦の法が禁じていないその他の財源の資金により科学研究（開発）を行う、組織的・法的形態および所有形態のいかんを問わないロシアの組織が、外国市民および（もしくは）外国組織ならびに外国市民および（もしくは）外国組織が出資者（設立者）となっているロシアの組織の参加を得る科学活動および（もしくは）科学技術活動の諸分野において計画されている作業ならびに実証開発であって、かつ本連邦法第16条第4項第3段落が定める一覧にしたがって、安全保障にかかわる連邦行政機関との合意がある場合のみ参加が可能とされているものについての情報を、民生用科学研究・技術開発作業登録統一国家情報システムに対して提出することに対しては、2028年9月1日よりこれを適用する。

5. 研究機関および高等教育機関は、本連邦法の発効日より前に自らが締結した、1996年8月23日付連邦法第127-FZ号「科学および国家科学技術政策について」第16条第4項第2段落によりその登録について定められている契約についての情報を、2025年12月1日より前までに、民生用科学研究・技術開発作業統一国家情報システムに掲載するものとする。当該の要求事項は、2025年12月1日までに効力が消滅する契約に対しては適用されない。

ロシア連邦大統領

V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2025年6月24日

第159-FZ号